

(平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

1. 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進)

③ 内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進

○ 資金調達の多様化 (クラウド・ファンディング等)

- ・ 技術やアイデアを事業化する段階でのリスクマネーの供給を強化するとともに地域のリソースを活用するための方策の一つとして、クラウド・ファンディング(※)等を通じた資金調達の枠組みについて検討する。市場関係者等のニーズや投資者保護に配慮しつつ、制度改正が必要な事項について、金融審議会での検討を行い、本年中に結論を得る。なお、事業化後に新規上場に至った企業に対しても、NISA(少額投資非課税制度)の普及促進を通じ、家計からのリスクマネーの供給を強化する。

※ 新規・成長企業と投資家をインターネットサイト上で結び付け、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み。

○ ベンチャーや新事業創出の担い手及び目利き・支援人材の育成

- ・ 一流のベンチャー経営者やキャピタリスト等のプロフェッショナルによるビジネスモデル形成支援により、新事業に挑み成長企業を生み出す人材の育成を進めるとともに、これを通じて得られたハンズオン支援のノウハウの共有などによる支援人材の育成やその連携を強化する取組を進展させ、事業化後の資金供給を担う投資家、政府系金融機関、民間企業等を含めた総合的な支援の枠組みへと拡大する。

○ 個人によるベンチャー投資の促進 (エンジェル税制の運用改善等)

- ・ エンジェル税制について、本年夏までに、ベンチャー企業やその支援者である税理士等にとっての分かりやすさを向上させ、手続負担を軽減する観点から運用改善を行うとともに、制度の利用促進に向け周知徹底を図る。

○ 民間企業等によるベンチャー投資の促進

- ・ 個人投資家のみならず民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促すための方策を早急に検討し、本年8月末までに検討を進め結論を得た上で、必要な措置を講ずる。

○ 既存企業の経営資源の活用 (スピンオフ・カーブアウト支援、オープンイノベーション推進)

- ・ スピンオフ・カーブアウト支援専門チーム(知財、労務、社会保障等の権利処理まで含めたビジネス形成支援)を直ちに本格稼働させる。
- ・ この支援専門チームや日本政策投資銀行等による、事業の目利きの協働を通じた既存の経営資源の活用・組合せから新たなビジネスを形成する取組及び民間資金の呼び水となるリスクマネー供給を一体的に行うことにより、オープンイノベーションを推進する。これにより、「緊急構造改革期間」中に、民間において自立的にベンチャーや新事業が生み出される環境の整備を目指す。

規制改革実施計画（抄）

（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）

5 創業等分野

II 分野別措置事項

（1）規制改革の観点と重点事項

① リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出

我が国の閉塞感を打ち破る起爆剤として、起業や新規ビジネスの創出を促すため、事業者が技術やアイデアを事業化する段階において必要とされるリスクマネーの供給を促進するとともに、総合取引所の創設を通じて市場における取引を活性化するための環境整備を行う。

（2）個別措置事項

① リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期
1	クラウド・ファンディングの活用	新興・成長企業へのリスクマネー供給を促進する観点から、金融仲介機能の充実を図る取組として、株式形態を含め、インターネット等を通じた資本調達（クラウド・ファンディング）の枠組みについての検討を行い、結論を得る。	平成 25 年度 検討・結論
2	新規上場時の企業情報開示の合理化	新規上場のコストを低減させる観点から、有価証券届出書において提供が求められる財務諸表の年数限定や、内部統制報告書の提出に係る負担を一定期間軽減するなど企業情報開示の合理化について検討を行い、結論を得る。	平成 25 年度 検討・結論
3	グリーンシート制度の見直し	グリーンシート制度の在り方を見直し、地域に根ざした企業等について、企業の会社情報の定期的な開示義務や適時開示義務、インサイダー取引規制の面で上場企業等に比べてより簡易な手続きでの資本調達・換金を可能とする枠組みについて検討を行い、結論を得る。	平成 25 年度 検討・結論
4	プレ・マーケティング等の概念の整理	諸外国における規制の状況を踏まえつつ、有価証券届出書の提出前の市場ニーズ調査等のための投資家への接触に係る規制の在り方について検討を行い、結論を得る。	平成 25 年度 検討・結論
5	新規上場時における最低株主数基準などの緩和	新興市場における新規上場を容易にする観点から、上場時に取引所が要求する株主数などの形式基準の見直しの方向性について、取引所において、一定の流動性の確保に留意しつつ検討を行い、結論を得るよう要請する。	平成 25 年度 検討・結論
6	有価証券発行までの期間の短縮等	上場企業の資金調達を円滑化する観点から、発行登録書の記載事項を整理するなどの検討を行うとともに、周知性の高い企業については、開示関係書類の効力発生期間を短縮する等の検討を行い、結論を得る。	平成 25 年度 検討・結論
7	虚偽記載等に係る賠償責任の見直し	新興・成長企業等が新規上場を躊躇することがないように、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出した会社が負担する、流通市場で有価証券を取得した者に対する賠償責任について、無過失責任となっていることが適切か検討を行い、結論を得る。	平成 25 年度 検討・結論
8	大量保有報告制度の見直し	大量保有報告制度について、証券市場の公正性や透明性に留意しつつ、例えば、自己株式を大量保有報告書の対象有価証券から除外する、提出者が個人である場合における記載事項を見直すなど大量保有報告書の提出者の負担軽減を図る方策について検討を行い、結論を得る。	平成 25 年度 検討・結論

平成 25 年6月5日

金融審議会

会長 吉野 直行 殿

金融担当大臣 麻生 太郎

金融庁設置法第7条第1項第1号により、下記のとおり諮問する。

記

経済の持続的な成長を実現していくためには、投資者保護に配慮しつつ、金融仲介機能を活用し、新規・成長企業等に対するリスクマネーの供給の促進を図っていくことが不可欠である。

このような観点から、

- 一 新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方
- 二 事務負担の軽減など新規上場の推進策
- 三 上場企業等の機動的な資金調達を可能にするための開示制度の見直し
- 四 その他、近年の金融資本市場の状況に鑑み、必要となる制度の整備について検討すること。